

監査公表第 11 号（平成 30 年 5 月 11 日、県公報第 3990 号登載）
本庁定期監査結果に基づく措置通知（平成 29 年度）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した本庁定期監査結果の報告（平成 29 年 11 月 20 日 29 監総第 504 号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があつたので、同条第 12 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 30 年 5 月 11 日

福岡県監査委員	山 下 芳 郎
同	行 正 晴 實
同	岩 崎 勇
同	井 上 忠 敏

29行経第2587号
平成30年3月30日

福岡県監査委員 山下芳郎殿
同 行正晴實殿
同 岩崎勇殿
同 井上忠敏殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年11月20日29監総第504号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
農林水産部 経営技術支援課	前渡資金において、資金前渡職員の個人口座に前渡資金が振り込まれた後、長期間入金されたままになっていた。 また、前渡資金の支払後の精算が遅延していた。	課内研修を通して、適正な前渡資金の事務処理について周知徹底を行った。 また、出納員及び副課長が支払情報内容一覧表を用いて精算遅延等が生じないよう厳重に確認を行う。

注意事項

対象機関の属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・県民生活部	業務委託契約において、料金徴収業務に係る毎月の収支状況報告を求めていなかつた。	今後は、会計事務チェックシートに収支状況報告に関する項目を追加するとともに、契約に基づき履行すべき項目について、支払い時に決裁ルートの職員が確実に確認することを徹底し、再発を防止する。
人づくり・県民生活部	有料施設の入場料について、事前承認を行っていないにもかかわらず、事後に緊急用前渡資金を交付していた。	職員に対し、出張の際は事前調査を十分に行うよう指導を行った。また、現地で緊急な支出が必要となるなどの事前命令と異なる事情が生じた場合は、必ずその時点で上司へ報告し了解を得るとともに、帰庁後も直ちに上司へ口頭で復命するなど、職場内での報告・連絡・相談を徹底するよう指示した。 併せて、緊急用前渡資金制度、旅費制度について、手引きや問答集等をもとに、職場研修等で周知を行った。
保健医療介護部	業務委託契約において、暴力団排除条項の内容が、改正された「暴力団排除強化に係る内容」となっていなかつた。	本年度すでに締結している全ての契約について、改正後の通知に従い、再度確認を行った。 今後、暴力団排除条項改正等の通知文を決裁に添付し、副任、係長、課長補佐、課長の決裁ルートの職員が、間違いないか確実にチェックを行うよう改善を図る。
福祉労働部	児童扶養手当返還金において、収入未済額が前年度に比べて 1,919,780 円増加していた。	受給者証交付時のチラシ配布による注意喚起及び債権管理に係る市町村説明会を実施し、返還金の発生の未然防止に努める。 返還金の発生後は、債務者の収入等の状況に応じた返還内容の見直し及びケースワーカーとの連携による生活保護費受給者への督促により、返還の促進に努める。 これらの取組みにより、返還金の一層の回収に努める。

商工部	<p>小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金において、収入未済額が前年度に比べて減少しているものの、多額であった。</p>	<p>事業継続中の延滞先に対しては、事業所訪問や組合及び組合員の決算書の徴求により定期的に経営状況を把握し、経営の安定化と償還を指導することにより増額交渉に努めている。</p> <p>また、事業を休廃止している延滞先に対しては、連帯保証人の所得や資産調査を継続し、担保物件の処分や連帯保証人への督促等により延滞債権の回収に努めている。</p> <p>こうした取り組みの成果もあり、延滞先・連帯保証人からの償還金額は増加した。（平成 28 年度実績：対前年度比で 5 先から 1,552 千円増加）</p> <p>引き続き債権の回収及び増額交渉に努めていくとともに、回収困難な債権については徵収停止措置や不納欠損処理等の整理を迅速に進めていく。</p> <p>延滞先への債権回収に向けた取組みに加え、独立行政法人中小企業基盤整備機構のアドバイザー派遣事業の活用、返済条件の変更への対応等により貸付先への支援を行い、新たな延滞債権の発生防止に向けて一層努力していく。</p>
-----	---	---